



新宿区監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
定期監査の結果に基づき新宿区教育委員会が講じた措置について別紙のとおり
公表する。

平成31年1月8日

新宿区監査委員 岩 田 一 喜
同 濱 田 幸 二
同 白 井 裕 子
同 有 馬 としろう

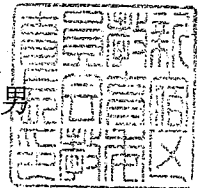




30 新教教管第 1426 号
平成 30 年 12 月 27 日

新宿区監査委員 岩田 一喜 様
同 濱田 幸二 様
同 白井 裕子 様
同 有馬 としろう 様

新宿区教育委員会
教育長 酒井 敏 男



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 9 月 10 日付け 30 新監査第 238 号による「平成 30 年度定期監査の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



監査結果に基づき教育委員会が措置を講じた事項

監査結果報告書の種別	平成 30 年度 定期監査（前期）結果報告書
監査結果（指摘事項）	
<p>資金前渡の処理を適正にされたいもの</p> <p>教育支援課（以下「課」という。）では、小・中学校の移動教室等に要する経費について、その都度、前渡金を受領し、対象の小学校や中学校に配付している。また、各学校から領収書や前渡金の精算残金を受領し、精算手続を行っている。</p> <p>この精算手続のうち、会計管理者の審査終了日から精算残金の戻入が行われるまでに1か月以上経過したものが5件あった。</p> <p>新宿区会計事務規則第83条第2項では「前渡金の精算残金は、会計管理者の審査終了後速やかに出納員又は指定金融機関等に納付書により返納しなければならない。」とされているが、当該精算残金は会計管理者の審査終了後から1か月以上経過して戻入されており、これは不適正な処理と言わざるを得ない。</p> <p>課においては、資金前渡の処理を適正にされたい。</p>	
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合はその旨を記載）	
<p>① 係長が各担当の支出の処理状況を全てチェックシートに記録し、会計処理の進捗を管理するとともに、平成30年7月以降は、進捗状況について課長へ報告を行い、毎月課長自ら確認している。</p> <p>② 前渡金については、係長が支出命令書を打ち出し、担当者名・精算期限等を記録したうえで、期限内に処理が完了するような管理体制に改めるとともに、平成30年7月以降は、進捗状況について課長へ報告を行い、毎月課長自ら確認している。</p> <p>③ 前渡金を受けた際は、直ちに学校へ配布する場合も含め、戻入金の発生が想定される場合は全て現金出納簿に記帳するよう平成30年7月から変更した。</p> <p>④ 戻入金が発生した際は、本庁舎ではなく、直ちに最寄りの金融機関（新宿北郵便局）において精算・戻入処理を行うよう平成30年7月から変更した。</p> <p>⑤ 精算事務に必要な添付書類等の不備により精算が遅れる可能性がある場合は、速やかに課長へ学校名を報告するとともに、必要に応じて係長が当該校に出向き、直接指導するなど遅延防止対応を徹底している。</p> <p>⑥ 移動教室等で発生する教員の見学料・入園料等の前渡金については、平成31年度からは、バスの有料道路代・駐車場代等と同様に、バス会社の立替払い方式に変更し、事後のバス代金の請求時に、併せて確定払いとするなど、可能な限り教員が直接現金を扱わないような手法に移行する。</p>	